益田市農業委員会第20回総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年(2022)2月21日(月)13:30~15:30 開催場所 市役所 3階 大会議室
- 2. 出席 農業委員(11名)

1番 又賀 保 2番 大畑 美里 4番 吉村 太 5番 大庭 清 6番 御神本康一 7番 田中 綾 10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 14番 豊田 浩 16番 西川 友史

- 3. 欠席 農業委員 (5名)
 - 3 番 須藤 寿人 8 番 佐原 晃子 9 番 北條 義洋 12 番 豊田 志摩 15 番 宮川 有衣
- 4. 出席 農地利用最適化推進委員(0名)
- 5. 欠席 農地利用最適化推進委員(24名)

増野	六彦	田ノ上武夫	澁谷	記幸	澤江	浩一
山根	健治	寺戸 康人	三浦	尚人	田原	勝美
野村	浩三	寺戸豊太郎	永見	浩二	河野	正憲
領家	耕一	和﨑 恒義	椋木	昭雄	潮	好介
豊田	繁雄	中島秀一郎	宮内	英之	椋木	孝光
岡﨑	定佳	渡邉 豊孝	河野	光好	三浦	和顕

6. 提出議案

議第 115号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 116号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第 117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第 118号 農地でないことの確認について

議第 119号 農用地利用集積計画の決定について

議第 120号 農地等権利移動制限特例区域設定について

議題 121号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について

議題 122号 令和4年度農作業受委託標準料金の設定について

報第 101号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

報第 102号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について

報第 103号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について

報第 104号 農地の埋立届出について

報第 105号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する 届出について

報第 106号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う 農地転用について

報第 107号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

7. 議事に参加した職員

石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、髙橋副主任主事

8. 議事の概要

会長

それでは、定刻になりましたので、只今から第 20 回益田市農業委員会総会 を開催いたします。

(挨拶)

本日の議事録署名者につきましては、11番の谷本大輔委員、13番の柳田継 男委員、よろしくお願いいたします。欠席委員につきましては、3番の須藤寿 人委員、9番の佐原晃子委員です。また、本日は新型コロナウイルス感染防止 対策として農業委員のみの出席としており、農地利用最適化推進委員につい ては出席停止としております。

それでは、議事に入らせていただきます。はじめに「議第115号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。

土地の所在は、多田町の田1筆 991 ㎡です。譲り渡し事由は、高齢で耕作できず、耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接地を所有しており、譲り受けて一体的に耕作するためでございます。なお、非耕作地につきましては、道路残地となって以降保全管理している状況で、今後の利用については検討するよう指導しております。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地 法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件 の全てを満たしております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は2月11日に大畑委員と2人で行いました。場所は多田町の○○です。申請地は○○となっていますが、隣接地を所有する譲受人が譲り受けて耕作するそうです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を1aで告示しており

ます。

本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、木部町の畑 1筆 138 ㎡です。譲り渡し事由は、高齢のため、管理が困難なため。譲り受け事由は、隣接地に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地 法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件 の全てを満たしております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大庭清職務代 理

5番の大庭です。先月の総会において現地確認を行っており、先日も現地を 確認しましたが変わらず問題はないと思います。

会長

3番をお願いします。

事務局

整理番号3番

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、久々茂町の田2筆 1,969 m²です。譲り渡し事由は、遠方に居住しており申請地の耕作、管理が困難なため。譲り受け事由は、隣接地を所有しており、譲り受けて一体的に耕作するためでございます。

なお、非耕作地につきましては、自宅周辺の敷地の側にあり保全管理している状況で、今後の利用については検討するよう指導しております。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地 法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件 の全てを満たしております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

御神本康一委員

6番の御神本です。2月11日に野村推進委員と現地確認を行いました。同日に譲受人から話をお伺いしています。地元の耕作者の方と協力し地域で農業を行っています。また、有機農法を目指しておられるなど、農業に意欲的でした。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

会長

4番をお願いします。

事務局

整理番号4番

本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、匹見町澄川

の田1筆 1,130 ㎡です。譲り渡し事由は、○○に充てるため、申請地を○○ するため、譲り受け事由は、農地を買い受けて耕作するためでございます。

農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地 法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件 の全てを満たしております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

4番について私の方から説明します。2月16日に宮川委員、河野推進委員と現地確認を行いました。譲渡人ですが、以前から○○されているそうです。現在は○○が植えてあり、収穫もできる状態であり問題はないと思います。

会長

本日は4件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問など ございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第115号 農地法第3条の 規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第116号 農地法第4条第1項の規 定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いし ます。

事務局

整理番号1番

土地の所在は、昭和町の田1筆 198 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は2月11日に大畑委員と2人で行いました。場所は○○の近くです。地目は田となっています。申請地の両隣も建物が建っています。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

土地の所在は、三宅町の畑1筆 105 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、学校用地で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と2名で行いました。申請地は○○となります。○○年から畑を進入路として使用しており、始末書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

3番をお願いします。

事務局

整理番号3番

土地の所在は、元町の畑1筆 207 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、個人住宅及び物置で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44条第3号の規定に該当いたします。

排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と2名で行いました。申請地は○○を○○へ向けて入った所です。○○年から宅地、物置として使用されており、始末書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

4番をお願いします。

事務局

整理番号4番

土地の所在は、下本郷町の田及び畑6筆 363.92 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、進入路及び車庫敷地で、転用許可該当条項は農地法施行規則 第44条第3号の規定に該当いたします。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は2月11日に大畑委員と2人で行いました。場所は○○の北側です。申請地に倉庫並びに進入路があり農地のままであったということから申請がありました。問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

5番をお願いします。

事務局

整理番号5番

土地の所在は、山折町の畑1筆 595 ㎡です。

土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断致します。

転用目的は、駐車場で、農地法第4条第6項の規定である、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、許可できる要件に該当致します。

雨水は、既存の側溝に流します。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

なお、第 1 種農地であるため、島根県機構に意見を聴取する案件となります。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

吉村太委員

4番の吉村です。現地確認は2月11日に山根推進委員と行いました。現地は山折町の○○になります。申請人は○○をされており、○○から駐車場を設けるそうです。問題はないと思います。

会長

6番をお願いします。

事務局

整理番号6番

土地の所在は、黒周町の田及び畑4筆 362.61 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、個人住宅及び倉庫で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、既存の側溝に流します。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

谷本大輔委員

11番の谷本です。現地確認は2月19日に豊田委員、豊田推進委員と行いました。現地は黒周町から〇〇に向かう〇〇沿いになります。申請人の〇〇が農地と知らないまま住宅を建設されたようです。周囲に問題になるような農地はなく、隣接農地の承諾書、土地改良区の意見書も添付されており問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長

7番をお願いします。

事務局

整理番号7番

土地の所在は、黒周町の畑3筆 828 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる 基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

谷本大輔委員

11番の谷本です。現地確認は2月19日に豊田委員、豊田推進委員と行いました。現地は黒周町から〇〇に向かう〇〇沿いになります。申請人の〇〇が〇〇を植林されたそうです。周囲も山林の状態であり、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長

本日は7件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問など ございませんか。

大庭清職務代 理

5番の件ですが、申請地は農業振興地域で第1種農地ですが、駐車場を設ける申請を許可できる理由は何でしょうか。

事務局

整理番号 5 番の件ですが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく用途ということで、農業振興に関するもの、今回で言えば〇〇のための駐車場であることから、農業振興に関する施設の一環であることから設置が可能と判断しております。

大庭清職務代

公共性があるということでしょうか。

理

事務局

公共性があるというより、農業用施設用地として経営発展に寄与するものであれば設置が可能となっています。

会長

営農の一環として捉えるという認識をしていただければと思います。転用 面積が広いですが車は何台くらい停められる計画なんでしょうか。

事務局

普通車であれば○○台は停められる計画となっています。

会長

分かりました。

他にありませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第116号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第117号 農地法第5条第1項の規 定による許可申請について」を議題といたします。整理番号10番につきまし て議事参与の関係がありますので、先に審議をさせていただきます。議事参 与の委員は退席をお願いします。

(○○、退室)

大庭清職務代 理

○○のため、代わって議事を進行させていただきます。それでは 10 番から 説明をお願いします。

事務局

整理番号10番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、市原町の田1筆 8.11 ㎡です。

土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断致します。

転用目的は、土地改良施設用地で、農地法第4条第6項の規定である、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、許可できる要件に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

大庭清職務代

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

理

豊田浩委員

14番の豊田です。2月14日に椋木推進委員と現地確認を行いました。申請地は○○沿いの○○の近くになります。土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

大庭清職務代 理

それでは先に10番について審議させていただきます。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。整理番号 10 番につきましては 原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。

(○○、入室)

会長

それでは戻りまして1番から説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、東町の畑1筆 89 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

雨水は、地下浸透です。

既に完了しているため資金証明の添付はありません。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は1月25日に又賀委員、農地委員会、事務局と行いました。申請地は東町の〇〇を〇〇から〇〇へ入るところになります。申請地は〇〇のような場所で、農地としての利用は難しく、車一台程度の広さの場所です。そこを駐車場として利用するそうです。適当であると判断しました。

会長

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、下本郷町の田及び畑6筆 1,501 ㎡です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。

雨水は、地下浸透及び道路側溝により処理します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は2月11日に大畑委員と2人で行いました。先ほどの4条申請で出た案件の関連で、場所は○○の北側です。譲受人が宅地造成を行うそうです。水利組合の承諾書、土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

会長

3番をお願いします。

事務局

整理番号3番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、乙吉町の畑1筆 177 m²です。

都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる 基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、通帳の写しが添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と2名で行いました。申請地は乙吉町の○○の近くです。申請は○○を植林するためで、現在は荒れており、隣接地も山林となっています。適当であると判断しました。

会長

4番をお願いします。

事務局

整理番号4番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 1,244 m²です。

都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。

転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。

排水は、公共下水道に接続します。

資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と2名で行いました。申請地はかもしま西町の〇〇の近くです。申請は貸集合住宅の建設のためで、 隣接農地の所有者の同意書が添付されております。上下水道も完備された所であり適当であると判断しました。

会長

5番をお願いします。

事務局

整理番号5番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、久城町の田1筆 1,117 ㎡です。

都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項 の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の 許可できる基準に該当致します。

雨水は、既存の側溝に流します。

資金証明については、残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。現地確認は2月11日に大畑委員と2人で行いました。現地は久城町の○○から○○へ向けていく道の側になります。周囲の農地は耕作されておらず荒れている状態です。問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

会長

6番、7番を一括でお願いします。

事務局

整理番号6番、7番につきましては、一括で説明いたします。

整理番号6番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、横田町の田2筆 1,021 m²です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、残高証明書が添付されています。

整理番号7番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、横田町の田2筆 1,308 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、残高証明書が添付されています。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

事務局

北條委員欠席のため現地報告については、事務局に報告がありましたので、 事務局から報告します。

申請地につきましては、2 月 15 日に領家推進委員と \bigcirc \bigcirc と現地確認を行いました。

申請地は、横田町の〇〇に近い〇〇に位置し、近年太陽光発電の転用申請が続いている場所です。圃場整備も入っておらず、耕作条件の悪いところで、担い手もおりません。隣接農地所有者の同意、土地改良区の意見書も問題なしとなっております。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

8番、9番を一括でお願いします。

事務局

整理番号8番、9番につきましては、一括で説明いたします。

整理番号8番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、戸田町の田2筆 1,687 ㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項 の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の 許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、残高証明書が添付されています。

整理番号9番

本件は、所有権移転に係る許可申請です。

土地の所在は、戸田町の田及び畑5筆 1,340㎡です。

都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項 の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の 許可できる基準に該当致します。

雨水は、地下浸透です。

資金証明については、残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

柳田継男委員

13番の柳田です。2月14日に宮内推進委員と現地確認を行いました。申請地は少し荒れているような状態です。周囲にも荒れている土地はあり、問題はないと思います。

会長

本日は10件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をした10番を除きまして、何かご意見やご質問などございませんか。

本日欠席ではありますが佐原委員より、近頃太陽光発電の設置が増加しており、周辺で耕作をしている耕作者の権利を守るために何か規制をかけることは検討できないか、といった旨の意見書をいただいております。この意見につきまして何かご意見、ご質問などございませんか。

現在、島根県内、益田市においても太陽光発電設備の転用が増えていますが、きちんと他法令を順守した上で申請をされています。また、現段階では隣接地所有者からの太陽光発電施設に対しての苦情やトラブルといったことはありません。そういった中で益田市が独自に規制をかけるといったことは難しいと思っています。

又賀保委員

今まで他地区において太陽光発電の申請が出ていましたが、その時は本当に大丈夫かと感じていました。今月自分の担当する地区で初めて申請があり現地の状況等を確認してみて、周囲も含めて農地としての利用は難しいよう

な耕作放棄地で申請をされており、不安ではありますが、土地が有効に利用され、言われていたように今まで問題も起きていないのでそこも考える必要があるかと思いました。

御神本康一委員

太陽光発電の転用申請が多く出ており、時代の流れとしても太陽光発電が必要なものであることは理解しますが、益田市のように地域農業が衰退していく中で、多くの太陽光発電の申請が出ることに不安を感じています。地域農業を守る立場としても、今現在、太陽光発電施設がどのくらい、どの地域に設置されてきているのか把握しておけばいいと思います。

会長

ただいまご意見がありましたが、他にご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第118号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

申請地は、美都町小原の1筆 853 ㎡です。昭和45年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

田中綾委員

7番の田中です。現地確認は2月14日に佐原委員と行いました。場所は○ ○から500mくらい○○に入った所です。現地は山林化してまして、問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長

2番をお願いします。

事務局

整理番号2番

申請地は、匹見町匹見の1筆 119 ㎡です。昭和45年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

2番について私の方から説明します。2月16日に宮川委員、河野推進委員と現地確認を行いました。場所は○○から○○方面へ行く○○の近くになります。とても農地として耕作できるような状態ではありませんでしたので問題はないと思います。

本日は2件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問など ございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第118号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第119号 農用地利用集積計画の決 定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

今月の農用地利用集積計画は利用権設定の新規が11件、再設定が9件の合計20件、また農地中間管理事業特例売買事業の所有権移転が3件ございます。 それでは新規11件について説明いたします。

整理番号6番

申請地は、本俣賀町の田2筆 合計4,043 m²です。2年間の賃借権設定です。

会長

代理の委員より説明をお願いします。

事務局

北條委員欠席のため、事務局に報告がありましたので、事務局から報告します。

貸付人ですが、高齢で耕作できず昨年から作付けをしていませんでしたが、 近くを耕作している借受人が借り受けて耕作するそうです。問題はありませ ん。

会長

7番、8番をお願いします。

事務局

整理番号7番8番については、借り手が同じですので一括します。

申請地は、有田町の田4筆 合計7,914 m²です。3年1ヶ月間の使用貸借権及び賃借権設定です。

会長

代理の委員より説明をお願いします。

谷本大輔委員

11番の谷本です。7番と8番ですが、どちらも相対で契約していましたが、契約の満期に伴い農地中間管理事業を活用するものです。問題はないと思い

ます。

会長 9番、10番をお願いします。

事務局 整理番号9番10番については、借り手が同じですので一括します。

申請地は、有田町の田2筆 合計4,838㎡です。3年間の使用貸借権及び賃

借権設定です。

会長 代理の委員より説明をお願いします。

谷本大輔委員 11番の谷本です。9番と10番ですが、もともと別の方が耕作しておられま

したが高齢でやめられることから借受人が借り受けて耕作するそうです。問

題はないと思います。

会長 12番をお願いします。

事務局 整理番号 12 番

申請地は、戸田町の田3筆 合計5,176 m2です。4年10ヶ月間の賃借権設

定です。

会長 代理の委員より説明をお願いします。

柳田継男委員 13番の柳田です。2月7日に宮内推進委員と現地確認を行いました。昨年

まで相対契約でしたが、今年から農地中間管理事業を活用するそうです。問

題はないと思います。

会長 13番をお願いします。

事務局 整理番号 13 番

申請地は、美都町小原の田2筆 合計3,198㎡です。6年1ヶ月間の賃借権

設定です。

会長 代理の委員より説明をお願いします。

田中綾委員 7番の田中です。この件ですが、今まで貸付人が耕作されていましたが、新

たに農地中間管理事業を活用して借受人が耕作をされるそうです。現地はき

ちんと管理されており、問題はないと思います。

会長 14番から17番をお願いします。

事務局 整理番号14番から17番については、借り手が同じですので一括します。

申請地は、美都町三谷の田 10 筆 合計 11,163 ㎡です。6 年 1 ヶ月間の賃借 権設定です。

会長

代理の委員より説明をお願いします。

田中綾委員

7番の田中です。この件ですが、農地中間管理事業を活用して借受人が耕作をされるそうです。17番については今まで別の方が耕作されていましたが、高齢のため耕作が出来ないことから借受人が耕作されるそうです。現地はきれいに管理されており、問題はないと思います。

会長

所有権移転の1番について説明をお願いします。

事務局

所有権移転 整理番号1番

申請地は、下本郷町の畑1筆 3,453 m²、売買金額は○○円です。

移転時期は令和4年2月28日、公社の支払い期限は令和4年3月31日です。

会長

担当地区農業委員より説明をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。この件は○○である買受人がしまね農業振興公社の売買事業を通じて農地を買うものです。問題はないと思います。

会長

2番をお願いします。

事務局

所有権移転 整理番号2番

申請地は、下本郷町の畑1筆 2,488 m²、売買金額は〇〇円です。

移転時期は令和4年2月28日、公社の支払い期限は令和4年3月31日です。

会長

担当地区農業委員より説明をお願いします。

又賀保委員

1番の又賀です。この件は先ほどの1番と同じで○○である買受人がしまね 農業振興公社の売買事業を通じて農地を買うものです。問題はないと思いま す。

会長

3番をお願いします。

事務局

所有権移転 整理番号3番

申請地は、白上町の畑1筆 7,080 ㎡、売買金額は○○円です。

移転時期は令和4年2月28日、公社の支払い期限は令和4年3月31日で

説明は以上でございます。

会長

担当地区農業委員より説明をお願いします。

豊田浩委員

14 番の豊田です。現地は白上町の○○であり、しまね農業振興公社の売買事業を通じて、売渡人の○○の圃場を○○である買受人が購入し、○○栽培をするものです。問題はないと思います。

会長

本日は再設定を含め20件、所有権移転が3件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第119号 農用地利用集積 計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第120号 農地等権利移動制限特例 区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

整理番号1番

申請地は、久城町の畑1筆 131 ㎡です。申請地が所在する益田地区の下限面積は30aです。区域の指定を受けようとする理由は、申請地は、空き家に付随する耕作条件不利地で、買受予定者が譲り受けて耕作しなければ、耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。

許可条項は、農地法施行規則第17条第2項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第2条第1項各号の規定に該当しております。

なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と 申出者の連名で農地法第3条の規定による許可申請が提出され、所有権の移 転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたし ます。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

大畑美里委員

2番の大畑です。現地確認は2月11日に又賀委員と2名で行いました。申請地は久城町の○○の近くです。農地の所有者は○○に住んでおり、家と農地を売り渡すそうです。周囲は囲まれており、家の所有者でなければ耕作が難しいところであり、適当であると判断しました。

会長

本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問など ございませんか。 それでは無いようですので採決いたします。「議第120号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第121号 農地等権利移動制限特例 区域設定の解除について」を議題といたします。1番と2番は関連があります ので一括で説明をお願いします。

事務局

益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度により、令和 2 年度に特例区域として設定しました 8 筆につきまして、所有権移転登記が完了しており、特例区域の設定を要しなくなるため、特例区域の設定を解除するものです。

なお、特例区域の設定解除により、当該農地につきましては、従来どおり 該当地区の下限面積が適用されることになります。

整理番号1番

土地の所在は、乙吉町の畑1筆 369 m²です。

耕作条件不利農地として、特例区域の設定を令和2年7月に行ったものです。

整理番号2番

土地の所在は、乙吉町の畑1筆 369 ㎡です。

耕作条件不利農地として、特例区域の設定を令和2年7月に行ったものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

又賀保委員

現地確認は農地パトロールの際にも行っていますが、あらためて2月11日 に大畑委員と2人で行いました。現地はきちんと農地として耕作されており、 問題はないと思います。

会長

3番をお願いします。

事務局

整理番号3番

十地の所在は、匹見町紙祖の畑3筆 合計1,772㎡です。

住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和2年8月に行ったものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

3番について私の方から説明します。現地確認は農地パトロールの際に行っています。現地は一部は農地、一部では○○を飼っておられました。周囲に迷惑がかからないように耕作、管理されていましたので問題はないと思います。

4番をお願いします。

事務局

整理番号4番

土地の所在は、黒周町の畑2筆 合計691㎡です。

住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和 2 年 9 月に行ったものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

谷本大輔委員

11番の谷本です。現地確認は農地パトロールの際と2月19日に豊田志摩委員、豊田推進委員と行いました。畑としてきちんと管理されており問題ないと思います。

会長

5番をお願いします。

事務局

整理番号5番

土地の所在は、本俣賀の田1筆 327 ㎡です。

住宅に付属する農地として、特例区域の設定を令和2年10月に行ったものです。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

会長

担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。

事務局

北條委員欠席のため、事務局に報告がありましたので、事務局から報告します。農地パトロールの際に確認したところ、きれいに管理されており問題はありません。今月も確認に行きましたがきれいに管理されていたそうです。

会長

本日は5件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問など ございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第 121 号 農地等権利移動制限特例区域設定の解除について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは許可といたします。次に「議第122号 令和4年度農作業受委託標準料金の設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

事務局

(事務局より説明)

会長

事務局から説明がありましたが、燃料代の高騰や最低賃金の上昇により少し変化したとこもありますが、あくまでも標準料金ということですので、ご理解をよろしくお願いします。

ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。

それでは無いようですので採決いたします。「議第122号 令和4年度農作業受委託標準料金の設定について」は原案通り承認としてもよろしいですか。

(はい、の声)

それでは承認といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願い します。

事務局

報第 101 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について

届出件数は、11 件です。10 件は相続者が管理され、1 件あっせんの希望が ございます。

報第 102 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、4 件です。

解約理由は、1番から3番までは水不足による耕作困難のため、4番は中間 管理事業の利用のためです。

報第 103 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は、3 件です。

解約理由は、1番、2番、3番ともに水不足による耕作困難のためです。

報第 104 号 農地の埋立届出について 届出件数は、2 件です。

整理番号1番 土地の所在は、上黒谷町の1筆 945 ㎡です。 埋立後は畑として利用されます。

整理番号2番 土地の所在は、向横田町の1筆 766 m²です。

埋立後は畑として利用されます。

報第 105 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届 出について

届出件数は1件です。

整理番号1番 申請地は、上黒谷町の1筆 131 ㎡の内 54 ㎡でございます。 農業用倉庫の利用でございます。

報第 106 号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について

届出件数は、1件です。

整理番号1番 土地の所在は、猪木谷町の2筆 212.27 ㎡です。

報第107号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

所在地は、愛栄町の14筆 計9,081 ㎡、桂平町の21筆 計12,169 ㎡、黒 周町の60筆 計19,821 ㎡、上黒谷町の89筆 計45,730 ㎡、柏原町の37筆 計23,872 ㎡ 合計221筆 110,673 ㎡でございます。

今回の非農地判断を行った農地は、二条地区の平成28年から令和3年までの農地パトロールにおいて、B分類として確認しておりました農地です。所有者55名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。

対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。

報告は以上でございます。

会長

ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などご ざいませんか。

それでは無いようですので第 20 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。